

住民基本台帳ネットワークに関する事務 特定個人情報保護評価の再実施について

1. 特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適正な措置を講ずることを宣言（評価書の作成）するもの。

番号法の施行及び住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、市町村長から都道府県知事に通知される本人確認情報に個人番号が追加され、当該情報は住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県サーバで保有しているため、高知県は特定個人情報ファイルを保有する者として特定個人情報保護評価を実施し、公表している。

なお、住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県サーバで高知県が保有している特定個人情報ファイルの対象は300,000人を超えていることから、基礎項目評価書に加え、全項目評価書を作成している。

2. 特定個人情報保護評価の再実施の必要性

令和元年5月に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による住民基本台帳法等の改正により、国外転出者による個人番号カード・公的個人認証（電子証明書）の利用等を実現するため、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を基盤とした個人認証をすることが可能となる。

これを受けて、地方公共団体情報システム機構において戸籍の附票を本人確認の基盤として活用するための「附票連携システム」を現在開発中であり、高知県においても、当該システムを使用する際に、特定個人情報ファイルを取り扱うことが予定されるため、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適正な措置等を整理・評価する必要がある、特定個人情報保護評価の再実施を行う。

3. 主な変更点

評価書の各項目について、附票連携システムに関する事項を追加する。

項目	項目の内容 ※下線部を今回追加
(1) 取り扱う事務	・ 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 ・ <u>附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</u>
(2) 対象となる者	・ 県内の市町村の住民基本台帳に記録された者 ・ <u>県内の市町村の戸籍の附票に記録された者</u>
(3) 取り扱う情報	・ 本人確認情報（4情報（「氏名、住所、生年月日、性別」をいう。以下同じ。）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報） ・ <u>附票本人確認情報（4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）</u>
(4) 取り扱いプロセスにおけるリスク対策の対象ファイル	・ 都道府県知事保存本人確認情報ファイル ・ <u>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</u>